

千葉県病院局共催・後援事務取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県病院局（以下「病院局」という。）が行う共催又は後援の基準及び手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(共催・後援の区分)

第2条 共催と後援の区分は次の各号による。

- (1) 共催 事業を奨励、援助するために、その企画又は運営に参加し、共同責任者として、責任の一部を分担すること。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

(対象者)

第3条 対象者は、堅実な活動実績を有するなど、事業遂行能力が十分であると病院局が判断したものとする。

(対象事業)

第4条 対象事業は千葉県病院局が適当と認める、公共性・公益性のある事業とし、政治、宗教、営利を目的とせず、公序良俗に反しないものとする。

(申請手続)

第5条 共催又は後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、共催（後援）承認申請書を病院局に提出しなければならない。

2 病院局は、前項の申請書を受けたときは、承認可否を共催（後援）承認通知書又は不承認通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 申請者が、承認済みの共催（後援）事業の内容を変更して実施しようとするときは、変更承認申請書を病院局に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第7条 申請者は、対象事業の終了後、速やかに共催（後援）事業実績報告書を病院局に提出しなければならない。

(申請の際の留意点)

第8条 申請者は、次の各号に留意するものとする。

- (1) プログラム・ポスター・案内状・パンフレット・入場券等があれば、事業実施前に病院局に提出すること。
- (2) 承認通知書交付までは、病院局の名義を記載したいかなる媒体も公表しないこと。
- (3) 病院局の名義の使用期間は、許可した日から、当該事業の終了までとする。

附 則

この要綱は、平成25年9月6日から施行する。

共催（後援）承認申請書

平成 年 月 日

（あて先） 千葉市病院事業管理者

団体名

住 所

氏 名

電 話

下記の行事の共催（後援）を承認されるよう申請します。

記

1 行事の名称

2 主催者

3 日 時

4 場 所

5 主旨その他

.....
.....
.....

共催（後援）承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった共催（後援）申請（願）については、下記のとおり承認することと決定いたしましたので、通知します。

平成 年 月 日

千葉市病院事業管理者 齋藤 康

記

- 1 承認行事名
- 2 開催日時
- 3 主催者
- 4 開催場所
- 5 条件

- (1) 事業は、申請書に記載された計画に基づき実施すること。やむを得ず内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、その変更について承認を受けること。
- (2) 政治、宗教、又は営利を目的とするような行為をしてはならない。
- (3) 行事の終了した日から、14日以内に実績報告書を提出すること。
- (4) 上記(1)から(3)までの事項に違反した場合、又は共催（後援）することが不相当と認められた場合には、共催（後援）名義の使用を取り消すことがある。

指令 第 号

.....
.....
.....

共催（後援）不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった共催(後援)申請(願)については、
不承認と決定いたしましたので、通知します。

平成 年 月 日

千葉市病院事業管理者 齋藤 康

記

1 不承認理由

共催（後援）行事実績報告書

平成 年 月 日

（あて先） 千葉市病院事業管理者

団 体 名

住 所

代表者氏名

電 話

千葉市共催（後援）の行事を下記のとおり終了しましたので、報告します。

記

1 行事の名称

2 日 時

3 場 所

4 概 要

共催（後援）取り消し通知書

平成 年 月 日付け千葉市指令総秘第 号で承認した共催(後援)については、下記の理由により、取り消したので通知します。

平成 年 月 日

千葉市病院事業管理者 齋 藤 康

記

1 取り消し理由